

令和元年度早期退職者募集実施要項

鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「条例」という。）第8条の2に基づき、令和元年度定年前早期退職者を募集します。

I 定年前早期退職者の募集について

1 目的

この要項は、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とします。

2 退職すべき期日

令和2年3月31日

ただし、募集期間内に応募し、任命権者の認定を受けた場合に限りです。

3 募集の期間

令和元年6月3日（月）午前8時30分から令和元年9月30日（月）午後5時15分まで

4 募集の対象となるべき職員の範囲

条例第2条第1項に該当する職員のうち、退職日において本市での勤続期間が11年以上かつ45歳以上の職員で、令和2年3月31日に定年に達していない職員とします。
※勤続期間とは、在職期間から休職・育児休業期間等を差し引いた期間となります。

5 応募又は応募の取下げに係る手続

(1) 応募

募集期間内に「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」を、所属長を經由して任命権者に提出してください。

(2) 応募の取下げ

退職すべき期日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を、所属長を經由して任命権者に提出してください。

6 認定又は不認定の通知等

認定又は不認定の通知は、募集終了後1月以内に通知します。

7 応募できない職員

次に該当する職員は、応募することができません。

(1) 条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者

- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 令和2年3月31日に定年に達する者
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

8 退職予定者である認定をしない旨の通知

この要項により応募した場合であっても、諸事情により退職予定者である認定をしない場合があります。この場合は、募集終了後1月以内に通知します。

9 退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ

退職予定者の認定を行った後に生じた事情を鑑み、退職すべき期日である令和2年3月31日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認められる場合には、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があります。この場合は、その旨及び理由を明示し同意を得た後、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げを行い、改めて退職すべき期日を通知します。

10 認定効力の失効

退職予定者が、次のいずれかに該当した場合には、認定の効力を失います。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者又は地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職をした者
- (2) 条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 令和2年3月31日若しくは退職すべき期日の繰り上げ、又は繰り下げにより通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（(1)及び(2)に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 応募の取下げを行ったとき。

II 退職手当の支給について

1 適用条項

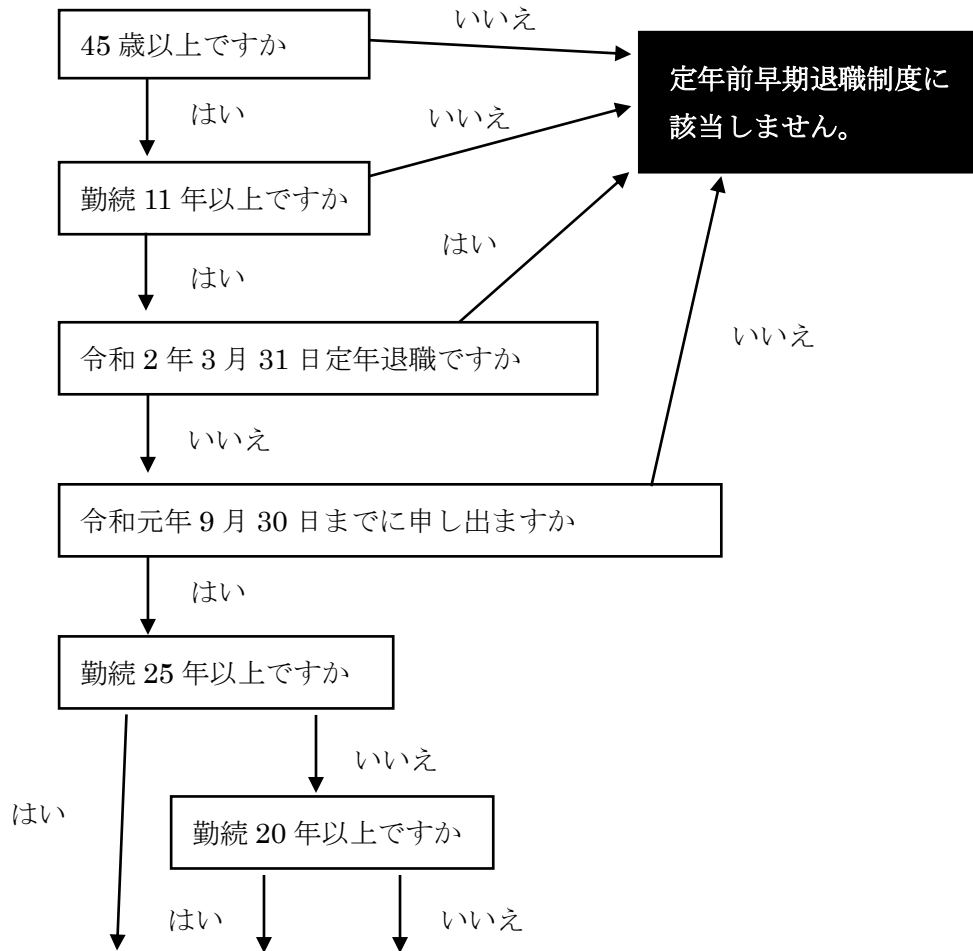
この要項に基づき退職予定者に認定された場合に、次のとおり退職手当を支給します。

- (1) 勤続 11 年以上 25 年未満の職員については、条例第 4 条第 1 項第 4 号を適用し、同条第 3 項に定める退職手当を支給します。
- (2) 勤続 25 年以上の職員については、条例第 5 条第 1 項第 7 号を適用し、同条第 3 項に定める額を支給します。

2 定年前早期退職の特例措置

退職日において勤続年数が 20 年以上の職員で、定年と退職日における年齢の差が 15 年以内の職員に対しては、定年と退職日における年齢との差に相当する年数について、1 年につき退職時の給与月額の 100 分の 3 を加算したものを退職手当算定上の給与月額とします。ただし、定年と退職日における年齢の差が 1 年の職員に対しては、退職時の給与月額を 100 分の 2 を加算したものを退職手当算定上の給与月額とします。

該当基準早見表【令和2年3月31日現在】



支給率	第5条	第4条	第4条	退職条例第4条, 第5条適用
早期退職特例	あり	あり	なし	(定年年齢－退職年齢)×3% (退手条例第5条の3) ただし, 定年1年前申出者の割増率は2%
附則適用	あり	あり	あり	上記で算出した額に83.7/100を乗じる (退手条例附則5, 昭和48年附則5)

※退職手当の支給率等は, 令和元年6月1日現在のものです。

※平成18年4月1日から退職手当の計算方法が変わっています。

※支給額等の詳細については, 遠慮なく人事課へお尋ねください。

※令和2年3月31日定年退職の職員 → 昭和35年4月1日までに生まれた者